大分市地域共生社会促進助成事業補助金交付要綱を次のように定める。

　令和　７年　４月　１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大分市長　足　立　信　也

大分市地域共生社会促進助成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域共生社会の促進を目的として、障がい者の社会参加の促進をはじめとした様々な取組を実施する個人及び団体が開催する地域共生社会の理念の普及促進及び啓発を図る事業の円滑な実施を支援するため交付する大分市地域共生社会促進助成事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和４９年大分市規則第５６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市において行われるスポーツ交流又は文化芸術活動を通じた障がい者との交流に関するイベント、障がいに関する理解促進を図る自己啓発その他市長が認める地域共生社会の実現に資する事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助対象事業としない。

⑴　興行その他営利を主な目的とするもの

⑵　広く一般に公開されないもの

⑶　政治的又は宗教的な普及宣伝活動と認められるもの

⑷　文化祭その他の学内行事及び施設行事として行われるもの

⑸　慈善活動その他の事業への寄附を主な目的とするもの

⑹　単に音楽イベントであるもの

⑺　障がい者の参加がおおむね５割未満であるもの

⑻　本市の他の補助金を交付されているもの又は本市が主催するもの

⑼　その他補助対象事業とすることが適当でないと市長が認めるもの

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う者であって、現に継続的に地域共生社会の実現に資する活動を行い、又は今後継続的に地域共生社会の実現に資する活動を行う予定のものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。

⑴　当該年度において、既に補助金の交付の決定を受けた者

⑵　市税を滞納している者

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（補助対象経費等）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

２　補助金の上限額は、３０万円又は補助対象経費から補助対象事業に係る収入の 額を減じて得た額のいずれか少ない額とする。

３　補助金は、予算の範囲内で交付する。

　（交付の申請）

第５条　補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市地域共生社会促進助成事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略することができる。

⑴　事業計画書（様式第２号）

⑵　収支予算書（様式第３号）

⑶　団体概要書（様式第４号）（個人が申請する場合にあっては、個人概要書（様式第５号））

⑷　誓約書兼同意書（様式第６号）

⑸　市税完納証明書

⑹　団体規約（団体が申請する場合に限る。）

⑺　過去のパンフレットその他のこれまでの活動実績が分かる資料

⑻　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助の交付を決定し、大分市地域共生社会促進助成事業補助金交付決定通知書（様式第７号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

　（概算による交付）

第７条　市長は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の円滑な遂行を確保するため、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）からの求めにより、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算で交付するものとする。

２　前項の規定により概算による交付を受けようとする者は、大分市地域共生社会促進助成事業補助金概算交付申請書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の概算による交付を決定し、大分市地域共生社会促進助成事業補助金概算交付通知書（様式第９号）により、補助事業者に通知するものとする。

（変更等の申請等）

第８条　補助事業者は、補助事業の内容を変更し、若しくは補助事業に要する予算の変更（交付の決定を受けた補助金の額を減ずるものに限る。）をし、又は補助事業を中止しようとするときは、大分市地域共生社会促進助成事業補助金補助事業変更（中止）承認申請書（様式第１０号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その承認を変更し、大分市地域共生社会促進助成事業補助金補助事業変更（中止）承認通知書（様式第１１号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、大分市地域共生社会促進助成事業補助金補助事業実績報告書（様式第１２号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して３０日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

⑴　結果報告書（様式第１３号）

⑵　収支決算書（様式第１４号）

⑶　チラシ、パンフレット等の製作物（製作物がある場合に限る。）及び展示物等の写真その他補助事業が完了したことを証する写真

⑷　領収書等の写し

⑸　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市地域共生社会促進助成事業補助金額確定通知書（様式第１５号）により、補助事業者に通知するものとする。

　（請求）

第１１条　補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市地域共生社会促進助成事業補助金交付請求書（様式第１６号）を市長に提出しなければならない。

　（交付決定の取消し等）

第１２条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

⑴　補助金を他の用途に使用したとき。

　⑵　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

　⑶　法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。

　⑷　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年　４月　１日から施行する。

　（経過措置）

２　改正後の大分市地域共生社会促進助成事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の際改正前の大分市ノーマライゼーション推進事業補助金交付要綱に規定する様式の用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 報償費（団体構成員に係るものを除く。）、旅費（ゲスト、講師等に係るものに限る。）、印刷費、通信運搬費、広告費、手数料（振込手数料を除く。）、委託料、使用料、消耗品費その他市長が認める経費 | 補助対象経費の総額に２分の１を乗じて得た額（１，０００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。 |
|